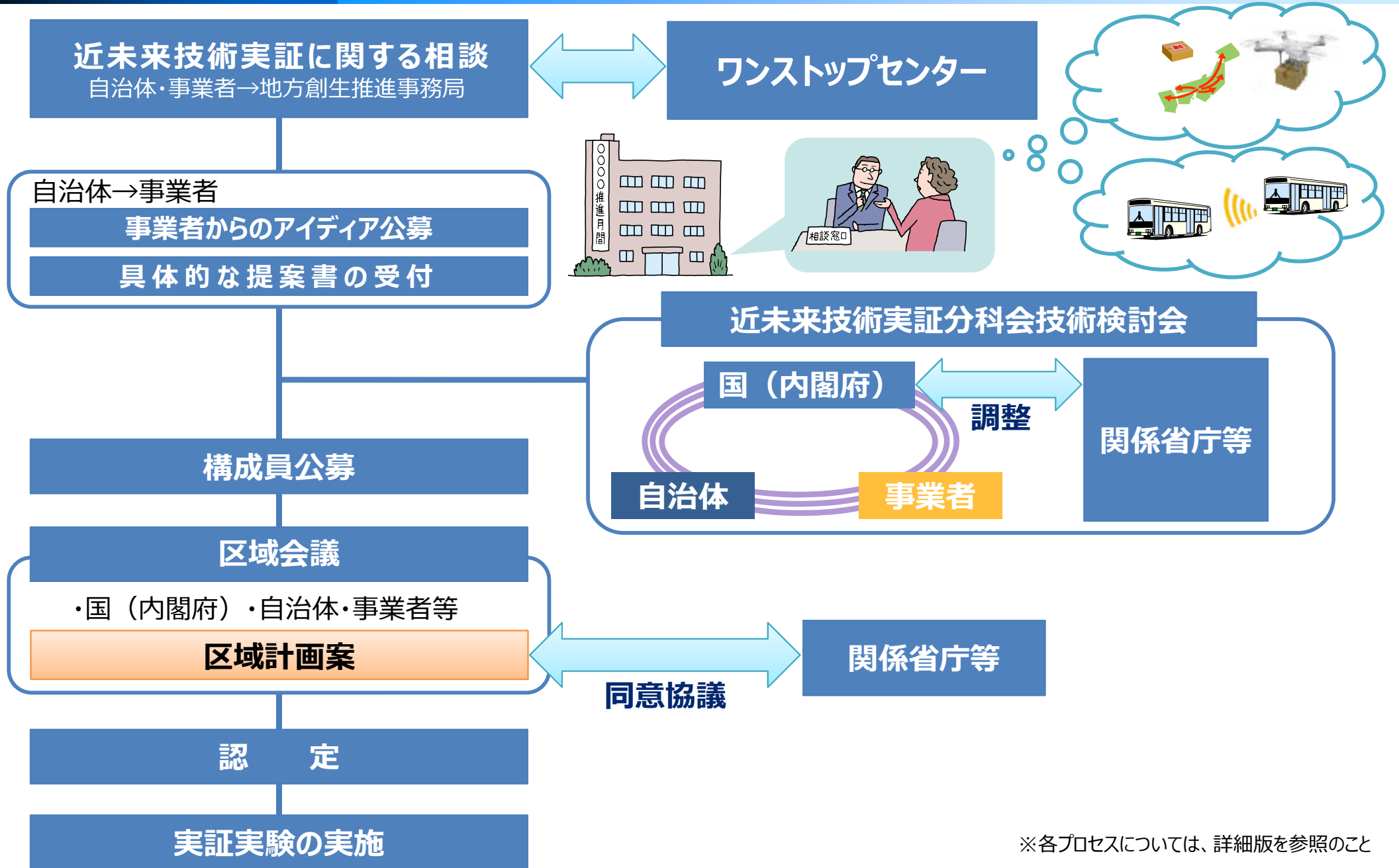


### 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス（概略版）



※各プロセスについては、詳細版を参照のこと

### 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

相談

アイデア  
公募

提案書の  
受付

分科会  
技術検討会

#### 内閣府地方創生推進事務局への近未来技術実証に関する相談

- ・自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関連する実証実験について、サンドボックス制度の活用が見込まれる場合には、お気軽にご相談ください
- ・また、近未来技術実証に関するワンストップセンター（法第37条の7）への相談の中で、サンドボックス制度の活用が見込まれる内容がございましたらお気軽にご相談ください



自動運転



ドローン



内閣府地方創生推進事務局サンドボックス班  
相談窓口 TEL:03-5510-2453  
メールアドレス:sandbox.s7b@cao.go.jp

# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



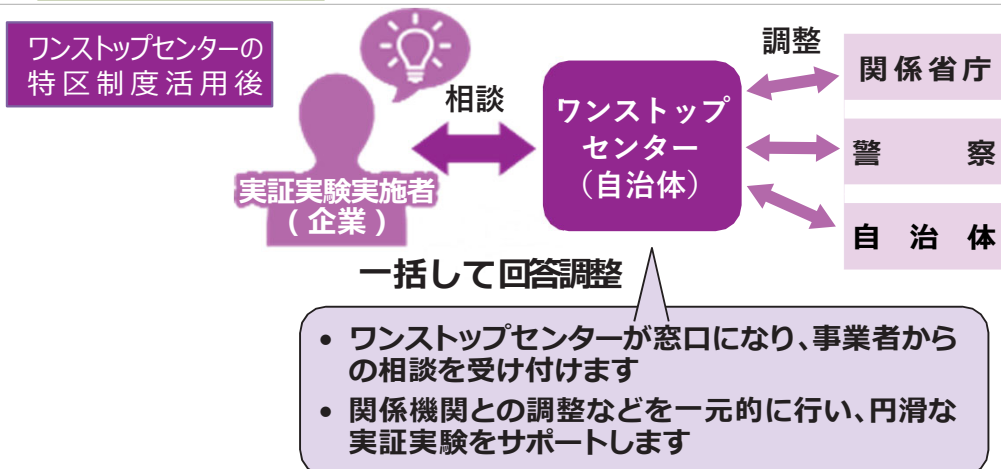
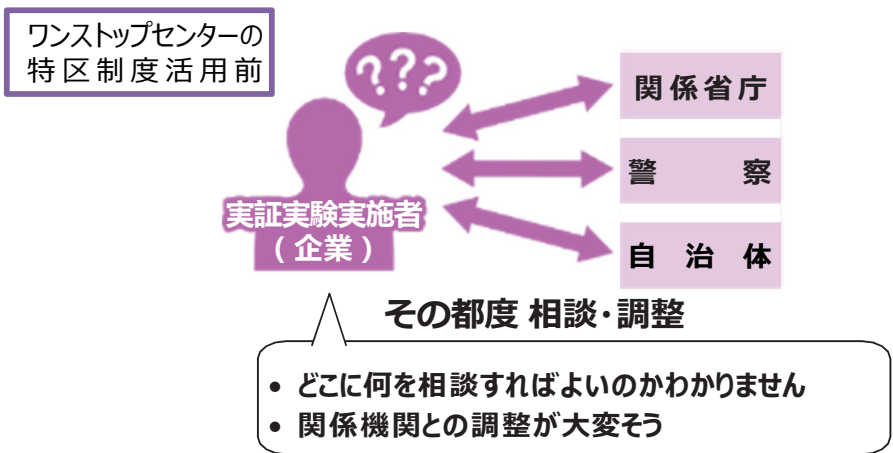
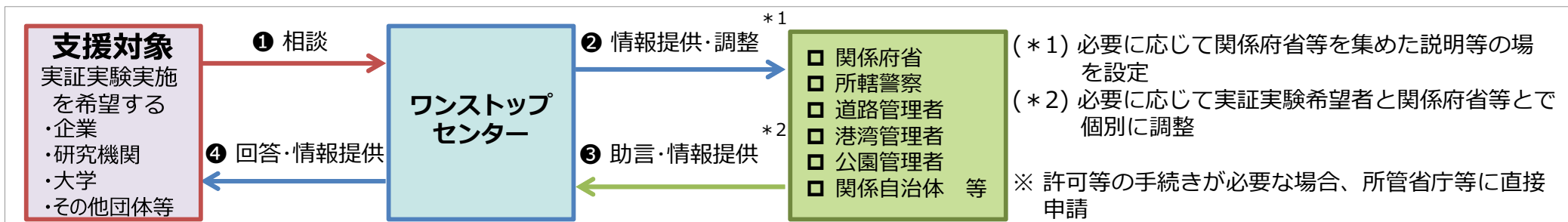
## 近未来技術実証に関するワンストップセンター

- ・現在、国家戦略特区では、近未来技術の実証実験を支援・促進させるため、関係省庁等と自治体が共同で、ワンストップセンターの設置を進めております
- ・相談員が、実証実験の構想（相談）段階から実施に至るまでの、関係法令等の手続きに関する情報提供や相談等を行います

<近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置状況>

（設置自治体）【自動運転】：東京都、横浜市、新潟市、北九州市、福岡市、沖縄県、仙台市、仙北市、今治市、愛知県  
 【ドローン】：千葉市、横浜市、新潟市、北九州市、福岡市、沖縄県、仙台市、仙北市、今治市

<イメージ>



### 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

相談

アイデア  
公募

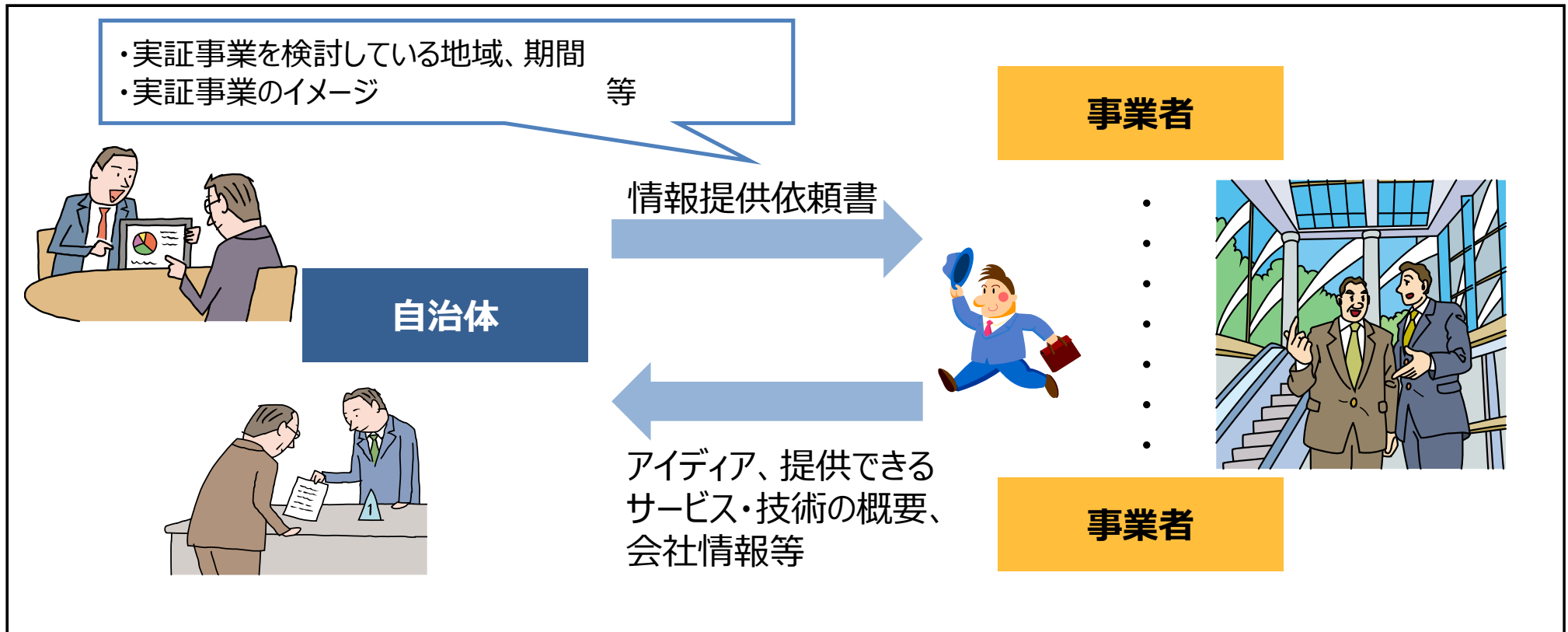
提案書の  
受付

分科会  
技術検討会

#### 実証事業にかかる事業者からのアイデア公募

- ・サンドボックス制度の活用を検討する自治体は、実証事業の内容を検討するにあたり、事業者向けにアイデア公募などを行うことで、適宜、必要な情報収集等を行うことができる

<イメージ>



### 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

相談

アイデア  
公募

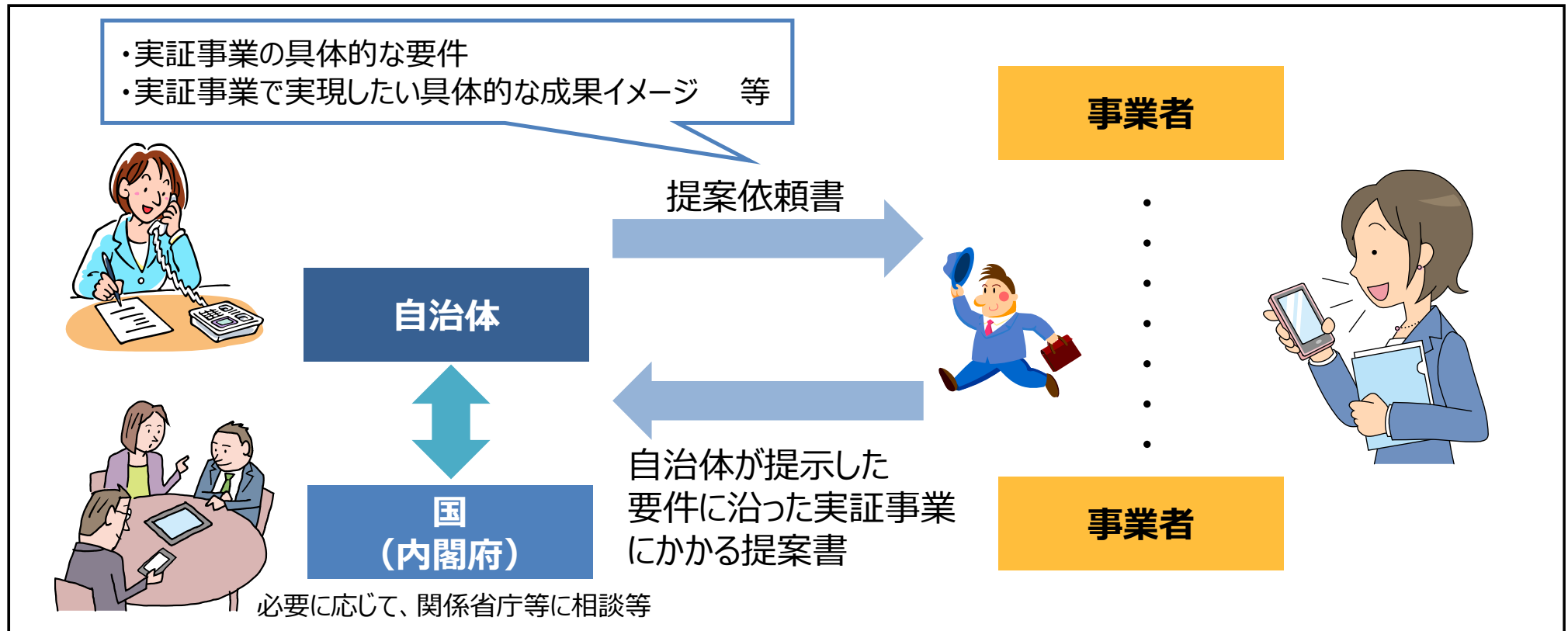
提案書の  
受付

分科会  
技術検討会

#### 実証事業にかかる具体的な提案書の受付

- ・アイデア公募で収集した情報を基に、実証事業にかかる要件等を検討・提示したうえで、事業者の実証事業にかかる具体的な提案書の提出を広く求めることができる
- ・自治体は提案書の内容を精査し、構成員公募にかかる要項等を検討する

<イメージ>



# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

相談

アイデア  
公募

提案書の  
受付

分科会  
技術検討会

## 具体的な実証実験の検討・調整

- ・具体的な実証実験内容の検討・調整を行うため近未来技術実証分科会技術検討会を、必要に応じて設置する
- ・メンバーは、内閣府、自治体、事業者等、関係省庁等を想定
- ・メンバーの選定にあたっては、別途公募等により、関連する産業分野から幅広く参加させることができる
- ・区域計画案の作成にあたり、内閣府において、自治体等と連携し、同意協議を見据えて、関係省庁等と十分な検討・調整を行う

### 近未来技術実証分科会技術検討会のイメージ



国  
(内閣府)

調整

関係省庁等

- ・国土交通省  
(航空局・自動車局)
- ・総務省
- ・警察庁、都道府県警察

自治体

事業者

※営業上の秘密を守るため、  
事業者ごとに技術検討会を  
設置することもできる



# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

分科会  
技術検討会

構成員公募

情報提供・  
条件設定

同意協議

## 区域会議の組織から関係省庁との同意協議までの流れ

<イメージ>

・区域会議の組織

区域ごとに、区域計画の作成、区域計画の実施に係る連絡調整及び必要な協議を行うために区域会議を組織する（法第7条第1項）

構成員公募

・区域計画案の作成等  
・特定事業の内容及び  
実施主体の公表

区域会議は、区域計画に特定事業の実施主体として特定の者を定めようとするときは、あらかじめ、特定事業の内容及び特定事業の実施主体の公表を行う（法第8条第3項）

・関係省庁等との同意協議



# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

分科会  
技術検討会

構成員公募

情報提供・  
条件設定

同意協議

## 区域会議の構成員公募

### 構成員公募

（法第7条第1項～3項）

#### <区域会議を組織する構成員>

- ① 国家戦略特別区域担当大臣
- ② 関係地方公共団体の長
- ③ 内閣総理大臣が、区域方針に即して、特定事業を実施すると見込まれる者として、公募等により選定した者
- ④ ①及び②が必要と認める者<sup>※1</sup>



※1：関係行政機関の長や作成しようとする区域計画又は認定区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

※ 特定事業の内容、実施主体の公表があった場合において、当該特定事業を実施しようとする者は、当該特定事業の実施主体として加えるよう申し出ることができる（法第8条第4項）



# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

分科会  
技術検討会

構成員公募

情報提供・  
条件設定

同意協議

## 同意協議に必要な情報の提供と必要な条件の設定

事業者（として定めようとする者）

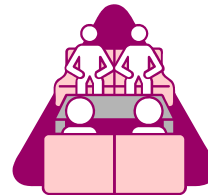
※公募手続きを経て、  
区域会議構成員になる



区域会議

区域計画

関係省庁等



同意する場合において必要な条件の設定

（法第25条の2第10項、第13項）

・関係省庁等<sup>\*</sup>との同意協議を行い、必要があると認めるときは、必要な条件を定めることができる

※・所轄警察署長は、必要があると認めるときは、遠隔自動走行について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を定めることができる  
・総務大臣は、必要があると認めるときは、条件を定めることができる。この場合において、その条件は、技術実証を行う者に不当な義務を課することとならないものでなければならない

同意協議に必要な情報の提供①

（法第25条の2第5項）

・区域会議は、必要に応じ、事業者に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる

同意協議に必要な情報の提供②

（法第25条の2第6項）

・関係省庁等は、同意をするか否かの判断をするために必要な情報の提供を求めることができる

# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

分科会  
技術検討会

構成員公募

情報提供・  
条件設定

同意協議

## 関係省庁等との同意協議

### 関係省庁等との同意協議

（法第25条の2第4項）

＜区域計画について、あらかじめ、各行為ごとに協議し、同意を得なければならない者＞

行為	同意を得なければならない者
・特殊仕様自動車運行	管轄地方運輸局長
・遠隔自動走行	所轄警察署長
・航空法第132条第1項各号のいずれかに掲げる <b>空域</b> （同条第2項第1号の国土交通省令で定める飛行を行う場合を除く。） において無人航空機を飛行させる行為 ・航空法第132条の2第1項第5号から第10号までに掲げる <b>方法</b> （同条第2項第1号の国土交通省令で定める場合を除く。）のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為	国土交通大臣
・上記に関連する実験等無線局を開設し、これを運用する行為	総務大臣

### 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の 計画から実証実験までのプロセス（詳細版）

#### 技術実証評価委員会について

##### 技術実証評価委員会とは

- ・区域会議が実証状況の評価を行うにあたり、実証事業の適切な実施と、次の段階でのより高度な実証事業の実現に向けて、専門的な識見に基づき意見を述べる役割を果たすもの

##### 技術実証評価委員会の設置

（法第25条の2 第19項）

- ・区域会議は、区域計画の認定を受けたときに、技術実証評価委員会を区域ごとに設置する
- ・委員の選定にあたっては、評価及び監視の中立性を確保するため、事業者と利害関係を有さない者を選定すること

# 3 サンドボックス制度を活用した近未来技術実証の計画から実証実験までのプロセス（詳細版）



事業者 相談は幅広・前広に！

実証内容は自動車の自動運転、無人航空機、これらに関する電波利用など近未来技術に関連するもの

## 近未来技術実証に関する相談



## 事業者からのアイデア公募 具体的な提案書の受付

## 近未来技術実証分科会

## 近未来技術実証分科会技術検討会



## 技術実証区域計画（素案）

地域住民の理解取得

## 構成員公募・選定

## 特定事業の実実施主体の公表

## 追加申出

## 技術実証区域計画（案）

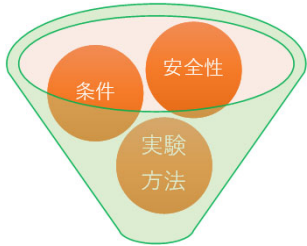
### 【提案書の記載事項】

- ・実証事業者の氏名、住所
- ・技術実証の目的、方法
- ・技術実証に含まれる特例措置の活用を求める行為
- ・技術実証を行う場所、期間、方法、使用機材の特定に必要な情報等
- ・安全確保上、環境保全上、社会生活上の支障を生ずることなく技術実証を行うための措置

等

技術検討会は、分科会の下に設置され、実務担当レベルのメンバーで構成。左図で受け付けた提案書に基づく実証実験の実施に向けて調整を実施。技術実証区域計画（素案）を作成。

### 確認・検討・調整



技術実証区域計画（素案）

## サンドボックス制度における特例

- ・自動車の自動運転に係る特例  
道路運送車両法の特例  
道路交通法の特例
- ・無人航空機に係る特例  
航空法の特例
- ・電波利用に係る特例  
電波法の特例

## 同意協議

（法第25条の2第4項）  
「区域会議は、技術実証区域計画を定めようとする場合において」

## 同意する場合に必要な条件設定

## 同意協議に必要な情報提供

## 関係省庁等

- ・管轄地方運輸局長
- ・所轄警察署長
- ・国土交通大臣
- ・総務大臣

## 区域会議の開催

（計画作成・認定申請）※

## 技術実証区域計画（案）

※技術実証評価委員会の設置も審議

## 同意協議

（法第8条第9項）  
「内閣総理大臣は、認定をしようとするときは」

## 諮問会議の開催（意見聴取）

## 技術実証区域計画の認定

## 関係行政機関の長

## 認定技術実証区域計画

## 認定技術実証区域計画の公示

## 関係者への通知

## 技術実証評価委員会の設置

## 実証事業者への書面の交付

（特例措置の発効）

## 実証実験の実施

## 技術実証評価委員会の評価

## 作業等主体例

区域会議

特区自治体

国（内閣府）

関係省庁等

事業者等